

令和6年7月25日

関係者各位

広島県農林水産局長
(水産課)

赤潮警報第1号、赤潮注意報第2号 県東部海域でシャットネラ属及びカレニア・ミキモトイ赤潮

県東部海域については、6月25日から有害赤潮プランクトンのシャットネラ属による赤潮注意報第1号を発令中ですが、本日の調査で、同種が警報発令基準を超える密度で確認されたので、赤潮警報第1号に切り替えます。また、同海域で、カレニア・ミキモトイが注意報発令基準を超える密度で確認されたので、赤潮注意報第2号を発令します。

なお、この赤潮による漁業被害は現在報告されていません。

- 1 発令日
令和6年7月25日(木)
- 2 発令海域
県東部海域(三原市以東)
- 3 出現している有害種および最高密度
シャットネラ属
最高密度：950細胞/ml 調査地点：福山市田尻地先

カレニア・ミキモトイ
最高密度：2,700細胞/ml 調査地点：福山市鞆の浦地先

シャットネラ・アソティーカ、シャットネラ・マリナ、シャットネラ・オハダの赤潮基準

注意報 基準密度…合計10細胞/ml以上
発生範囲……魚類養殖漁場から20km以内の地区

警報 基準密度…合計100細胞/ml以上
発生範囲……魚類養殖漁場から10km以内の地区

カレニア・ミキモトイの赤潮基準

注意報 基準密度……500細胞/ml以上
発生範囲……魚類養殖漁場から20km以内の地区

警報 基準密度……5,000細胞/ml以上
発生範囲……魚類養殖漁場から10km以内の地区

- 4 調査機関
東部農林水産事務所
- 5 対応
プランクトン調査結果を関係市・漁協に伝達した。また、漁業者には次のことを注意するよう呼びかけている。
(1) 魚や漁場環境の調査監視を強化し、情報連絡を迅速にかつ密にすること。

- (2) 養殖魚については、餌止めをするか、質のよい餌を少量給餌するようにし、ストレスを与えないように注意すること。
- (3) 県は定期的に養殖漁場周辺のプランクトン調査を実施する。
- (4) 解除等の際は情報提供します。

6 本年の注意報・警報発令状況

発令月日	区分	対象プランクトン	対象海域	備考
6月25日	注意報第1号	シャット祢属	県東部海域	本日警報第1号に切替
7月25日	警報第1号	シャット祢属	県東部海域	
	注意報第2号	カニア・ミキトイ		

※広島県のホームページ「赤潮情報」

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/88/1170324265768.html>